内閣官房社会保障改革担当室 標準文書保存期間基準

令和元年8月1日現在 保存 答理相則則表 期間 業務の 当該業務に係る 保存 第2の該当事 項・業務の区 事 項 具 体 例 大分類 中分類 小分類 滞了 区分 行政文書の類型 期間 措置 法令の制定又は改廃及びその経緯 1 法律の制定又 (1)立案の検 (①立案基礎文書 • 基本方針 内閣の重要施策 法律の制定又は 立案の検討 30年 2(1) (1) 1(1) 移管 等に関する企画立案・総合調整 は改廃及びそ 討 基本計画 改廃及びその経 緯、立案の検討 の経緯 条約その他の国際約束 に関すること 大臣指示 ②立案の検討に 開催経緯 関する審議会等 諮問 文書 議事概要・議事録 •配付資料 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ③立案の検討に ・外国・自治体・民間企業 関する調査研究 の状況調査 マ 書 関係団体・関係者のヒア リング 2 (1) (1) 1 (2) 法律室の審査の 法制局提出資料 (2)法律案の 過程が記録され 審杳 ・審査録 た文書 行政機関協議文 各省への協議案 2(1)(1)1(3) (3)他の行政 機関への協 各省からの質問・意見 議 各省からの質問・意見 に対する回<u>答</u> 2 (1) ① 1 (4) 内閣の重要施策 等に関する企画 立案・総合調整 (4)閣議 閣議を求めるた 5点セット(要綱、法律 法律の制定又は 閣議 改廃及びその経 めの決裁文書及 案、理由、新旧対照条文、 び閣議に提出さ 緯、立案の検討 参照条文) れた文書 に関すること 閣議請議書の写し 案件表 配付資料 (5)国会審議 国会審議文書 法律の制定又は 国会審議 2(1) 1(5) 議員への説明 内閣の重要施策 改廃及びその経 等に関する企画立案・総合調整 • 趣旨説明 緯、立案の検討 • 想定問答 に関すること • 答弁書 · 国会審議録 内閣意見案 同案の閣議請議書の写し 2(1)(1)1(6) (6)官報公示 官報公示に関す ・官報の写し その他の公 る文書その他の 布 公布に関する文 (7)解釈 マは ①解釈又は運用 外国・自治体・民間企業 2(1) 1(7) 運用の基準 の基準の設定の の状況調査 ための調査研究 の設定 ・関係団体・関係者のヒア 文書 ②解釈又は運用 逐条解説 の基準の設定の ・ガイドライン ための決裁文書 ・訓令、通達又は告示 運用の手引 2(1) ① 2(1) 2 条約その他の (1)締結の検 ①外国(本邦の 交渉開始の契機 30年 移管 域外にある国又 国際約束の締 討 • 交渉方針 結及びその経 は地域をいう。)との交渉 • 想定問答 • 逐条解説 に関する文書及 び解釈又は運用 の基準の設定の ための決裁文書 ②他の行政機関 各省への協議案 内閣の重要施策 法律の制定又は 他の行政機関へ の質問若しくは の質問若しこれら 意見又はこれらに 対する文書その 等に関する企画 改廃及びその経 の協議 ・各省からの質問・意見 立案・総合調整 緯、立案の検討 ・各省からの質問・意見に に関すること 対する回答 他の他の行政機 関への連絡及び 当該行政機関と の調整に関する 文書

事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存期間		保期 満時 措 で 置
		③条約案その他 の国際約束の名 の検討に関する 調査研究又は運用 の基準の設定の ための調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング・情報収集・分析						<u>有</u> 国
	(2)条約案の 審査	条約案その他の 国際約束の案の 審査の過程が記 録された文書	・法制局提出資料 ・審査録					2 (1) ① 2 (2)	
	(3)閣議	閣議を求めるた めの決裁文書及 び閣議に提出さ れた文書	・閣議請議書の写し・案件表・配付資料					2 (1) ① 2 (3)	
	(4)国会審議	国会審議文書	・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録					2 (1) ① 2 (4)	
	(5)締結	条約書、批准書 その他これらに 類する文書	・条約書・署名本書の写し ・調印書の写し ・批准・受諾書の写し ・批准書の寄託に関する文書 の写し					2 (1) ① 2 (5)	
	(6)官報公示 その他の公 布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書	官報の写し					2 (1) ① 2 (6)	
3 政令の制定又は改廃及びその経緯			・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示				30年	2 (1) ① 3 (1)	移管
		②立案の検討に 関する審議会等 文書	 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 						
		③立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング						
	審査	過程が記録され た文書	・法制局提出資料 ・審査録					2 (1) ① 3 (2)	
	手続	意見公募手続文書	 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文 ・意と参要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由 					2 (1) ① 3 (3)	
	機関への協議		・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答					2 (1) ① 3 (4)	
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及 び閣議に提出された文書	・5点セット(要綱、政令 案、理由、新旧対照条文、 参照条文) ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料					2 (1) ① 3 (5)	
		官報公示に関す る文書その他の 公布に関する文 書	・官報の写し					2 (1) ① 3 (6)	

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措
		(7)解釈又は 運用の基準 の設定	①解釈又は運用 の基準の設定の ための調査研究 文書 ②解釈又は運用	・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング・逐条解説					2 (1) ① 3 (7)	711
			の基準の設定の ための決裁文書	・ガイドライン・訓令、通達又は告示・運用の手引						
4		(1)立案の検 討	①立案基礎文書	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示				30年	2 (1) ① 4 (1)	移管
	又は改廃及び その経緯		②立案の検討に 関する審議会等 文書	・開催経緯・諮問・議事概要・議事録・配付資料・中間報告、最終報告、提言	内閣の重要施策 等に関する企画 立案・総合調整 に関すること	調査又は研究に 関する事項	有識者勉強会			
			③立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング						
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書	・内閣官房令案、規則案 ・趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文 ・意児公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由					2 (1) ① 4 (2)	
		(3)制定又は 改廃	内閣官房令その 他の規則の制定 又は改廃のため の決裁文書	・内閣官房令案、規則案 ・理由、新旧対照条文、 参照条文					2 (1) ① 4 (3)	
		(4)官報公示	官報公示に関する文書	・官報の写し					2 (1) ① 4 (4)	
		(5)解釈又は 運用の基準 の設定	①解釈又は運用 の基準の設定の ための調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング					2 (1) ① 4 (5)	
			②解釈又は運用 の基準の設定の ための決裁文書	・逐条解説・ガイドライン・通達・運用の手引						
割詞	義、関係行政機	関の長で構成	戈される会議又は	省議(これらに準ずるものを行	含む。)の決定又に	は了解及びその経	緯			
5	閣議の決定又 は了解及びそ の経緯	書に対する 答弁に関す	①答弁の案の作 成の過程が記録 された文書	・法制局提出資料 ・審査録	閣議	質問主意書	○○君提出□□ に関する質問に 対する答弁書	30年	2 (1) ① 5 (3)	移管
		る閣議の求 め及びする答 に対する他の 事要な経緯	②閣議を求める ための決裁文書 及び閣議に提出 された文書	・答弁案・案件表・配付資料						
		里安は柱碑	③答弁が記録さ れた文書	・答弁書	-					
		(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	閣議	基本的な方針	□□に関する基本方針について		2 (1) ① 5 (4)	
		議たす検議のなりなののでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、大きない	②立案の検討に 関する審議会等 文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、提言						
		の項まで及 び(1)に掲げ るものを除 く。)	③立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査・関係団体・関係者のヒア リング・任意パブコメ						
			④行政機関協議 文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答						

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措 の置
			⑤閣議を求める ための決裁文書 及び閣議に提出 された文書	 ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料 ・官報の写し 						
			する文書その他 の公布に関する 文書							
6	の長で構成さ れる会議(こ) れに準ずるも のを含む。こ	関成議はす検のへのされ決解立及政務に変してる対のでのである。これ決解立な政政を関のでは、といい、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	①会議の決定又 は了解に係る案 の立案基礎文書	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・総理指示				10年	2 (1) ① 6	移管
	の項において 同じ。) の決		②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング						
		の他の重要な経緯	③会議の決定又 は了解に係る案 の検討に関する 行政機関協議文 書	・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答						
			④会議院に検討して 会議の資本は に対して をがして をがし をがして をがし をがして をがし をがして をがして をがしがし をがし をがして をがして をがして をがして をがしがし をがして をがして をがして をがして をがして	・配付資料 ・議事概要・議事録						
			⑤会議の決定又 は了解の内容が 記録された文書	・決定・了解文書						
7	含む。この項 において同	又は了解に 関する立案 の検討その 他の重要な	①省議の決定又 は了解に係る案 の立案基礎文書	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示				10年	2 (1) ① 7	移管
			②省議の決定又 は了解に係る案 の検討に関する 調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング						
			③省談では、	・配付資料 ・議事概要・議事録						
			④省議の決定又 は了解の内容が 記録された文書	・決定・了解文書						
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			告しくは地方公共団体に対して	(示す基準の設定)	及びその経緯		<u>. </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	機関による	①申合せに係る 案の立案基礎文 書 ②申合せに係する 案の検討に関する 調査研究文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング				10年	2 (1) ① 8	移管
			③申合せに係る 案の検討に関す る行政機関協議 文書	・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答						

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時 措 で 置
			④他の会談の とのたて書の とのたて書の とのたて書の とのたて書の とのまが とれた会談 といる はび 当が といる はび 当が といる はび 当が といる はび 当が といる はび もいる はび もいる はい さい まって きって きって きって きって きって といる はい まって きって といる はい まって きって といる はい まって といる はい まって といる はい といる といる はい といる といる といる といる といる といる といる といる といる とい	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料						相世
			⑤申合せの内容 が記録された文 書	・申合せ						
9	に対して示す		①立案基礎文書	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示				10年	2 (1) ① 9	移管
		WILLIAM TO THE STATE OF THE STA	②立案の検討に 関する審議会等 文書	 開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資答申、最終答申、中間報告、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 						
			③立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング						
			④基準を設定するため決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書	・基準案						
			⑤基準を他の行 政機関に通知し た文書	・通知						
10	地方公共団体 に対して示す 基準等の設定 及びその経緯		①立案基礎文書	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示				10年	2 (1) ①10	移管
		なが正が中	②立案の検討に 関する審議会等 文書	 開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 						
			③立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング						
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の 設定に至る過程が記録された文書	· 基準案						
			⑤基準を地方公 共団体に通知し た文書	・通知						
個	人又は法人の権	利義務の得雲	 夏びその経緯		•	•	•		-	
11	個人の権利義 務の得喪及び その経緯		行政文書開示請 大文書開示明示 では開示請示個 では開います。 での決裁 での他 当該処分表 の他 当該処分と の他 の他 当に でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請 求等	行政文書開示請 求等(令和00 年度)	5年 (処分の効 力が消滅する日を基 準) 3年 1年	2 (1) ①11(1)	廃棄
			至る過程が記録された文書	関する請求者への照会・ 請求者からの回答等				未満		

事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措
	(2)補助金等 の交付に関 する重要な 経緯	①交付の要件に 関する文書 ②交付のための 決裁文書その他 交付に至る過程 が記録された文 書	・交付規則・交付要綱・実施要領・審査要領・選考基準・審査案・理由				5年 (交付に係る事業が終了する日を 基準)	2 (1) ①11 (4)	移管廃棄
	(3)不服申立	③補助事業等実績報告書	・実績報告書・審査請求書の写し				10年	2 (1) ①11 (5)	廃棄
	てに関する 審議会等に おける検討	決定等処分に対する不服申立書②情報公開・個	・諮問書の写し				10十 (処分の効 力が消滅す る日を基 準)		ルス (但し以下 については 移管 ・法令の解 釈やその後 の政策立案
	その他の重 要な経緯	人情報保護審查 会関係文書 ③裁決書	・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し ・裁決書						の政策立案 等に大きな 影響を与え た事件に関 するもの)
	(4)国又は行当る起訴をする。 (4)国文関との世界を表示の他関系を (5)のでは (5)のでは (5)のでは (5)のでは (5)のでは (5)のでは (6)ので (6)o (6)o (6)o (6)o (6)o (6)o (6)o (6)o	①訴訟の提起に 関する文書 ②訴訟における 主張又は立証に 関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・日頭弁論・証人等調書 の写し ・書証の写し				10年 (新訟が終 続する日を 基準)	2 (1) ①11 (6)	発 (但しいで 移令のいた を 解後 楽ならえ関 ・ 法やの かい で ・ 未やの かい に 本 を かい で に つい で が ま ま な らい た さ も らい と た さ も らい と かい た さ も かい た な も かい た な も かい た な た さ も かい た な と も かい た さ も かい た な も かい た さ は な な な な な な な な な な な な な な な な な な
12 法人の権利義		③判決書又は和 解調書 行政文書開示請	・判決書の写し・和解調書の写し・開示請求書				5年	2 (1) ①12(2)	廃棄
務の得喪及びその経緯	要な経緯	求情対策の大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、まないでは、まないでは、まないでは、これがいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいかでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいかでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいでは、これがいでは、これがいいでは、これがいでは、これがいでは、これがいでは、これがいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいでは、これがいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいでは、これがいいいでは、これがいいいいいでは、これがいいいでは、これがいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に 関する請求者への照会・ 請求者からの回答等				3年 1年 未満		
	(2)補助付出する(団ながり)を担いては、 (2) を (2) を (3) を (3) を (4) を (4) を (5) を (5) を (5) を (6) を (①交付の要件に関する文書 ②交付のための 決裁文とこの。 ※対に至る過程 が記録された文	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由				5年 (交付に係る事業が終 了する日を 基準)	2 (1) ①12(4)	移管廃棄
	水土水 牛	書 ③補助事業等実 績報告書	・実績報告書						
	(3)不服申立る てに関会を を を は る を は る を は の 他 の を 終 会 を 検 の を し を し を り を り を り を り を り を り を り を り	①行政文書開示 決定等処分に対 する不服申立書 ②情報公開・個 人情報保護審査 会関係文書	・審査請求書の写し・諮問書の写し・理由説明書・意見書の写し・答申の写し				10年 (処分の効 力が消滅す る日を基 準)	2 (1) ①12(5)	発 (但しいでは 移令の政策と与く関 ・ 秋の政策を与るの政策を与いては 解後案なきを与います。
	(4)国又は行当る民間では一個では一個である。 (4)国又は行当る関関とのでは一個である。 (4)国又は行当る民間である。 (4)国又は行当る民間である。 (4)国又は行当る民間である。 (4)国又は行当る民間である。 (5)国のでは、 (5)国のでは、 (6)国のでは (6)国のでは (6)国のでは (6)国のでは (6)国のでは (6)国のでは (6)国のでは (6)国のでは (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国ので (6)国の (6)国ので (6)国の	③裁決書 ①訴訟の提起に 関する文書 ②訴訟における 主張又は立証に 関する文書	 ・裁決書 ・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ・判決書の写し 				10年 (訴訟が終 結する日を 基準)	2 (1) ①12(6)	廃 (但し以下 (但しい (他しい (他しい (他しい (他しい (他しい (他しい (他しい (他

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措
職員	員の人事に関す	る事項								
	関する事項	(1)職員の任 免身とは 会身とは 会身と の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	職員の任免、進退、身分、賞罰 退、身分、賞罰 又は恩給及び給 与に関する文書	· 人事案件決裁等 · 俸給発令決裁等				10年	2 (1) 13(1)	廃棄
		(2)人事評価 の運用	苦情対応に関す る文書	・苦情申出書類				5年	2 (1) ①13	廃棄
		(3)職員の旅 行命令に関	①職員の旅行命 令に関する文書	・職員の旅行命令に関する 文書	内閣の重要施策等に関 する企画立案・総合調 整に関すること	職員の人事に関 する事項	職員の旅行命令 に関すること	5年	2 (1) ①13 (3)	廃棄
		する重要な 経緯	②職員の公用旅 券及び外交旅券 に関する文書	・公用旅券発給請求書 ・外交旅券等発給請求書				3年		
		(4)職員の兼 業の許可に 関する重要 な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び 当該申請に対する許可に関する 文書	・兼業の申請等決裁				3年	2 (1) ①13 (6)	廃棄
		(5)退職手当 の支給に関 する重要な 経緯	退職手当の支給の 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を	・期間業務職員の退職手当 関係				5年	2 (1) 13(7)	廃棄
		(6)人事管理 文書 ((1)か	人事管理に関す る文書	・出勤簿 ・基準給与簿(写)	内閣の重要施策等に関 する企画立案・総合調 整に関すること	職員の人事に関 する事項	その他の人事管 理文書	5年	2(1) 113	廃棄
		ら(5)までに 掲げるもの		·超過勤務命令簿 ·管理職員特別勤務実績簿等	室に関すること			5年 1月	=	
	企 床	を除く。)	娇 〈 。)	・通勤届、通勤手当認定・住居届、住居手当認定・扶養親族届及び証明書類、 扶養手当認定簿				届出及び支具 給購しなく 備しなく なった日か ら起算して 5年1月		
				・給与の口座振込申出書				申出に係る 口座振込み によらなく なるまで	-	
				・休暇簿 ・週休日の振替等決裁 ・在職職員調書 ・代休指定等決裁 ・勤務時間報告書 ・併任者勤務状況通知書		職員の人事に関 する事項	その他の人事管理文書	3年		
その)他の事項									
	告示、訓令、 通達及びその 他の規則の制 定又は改廃及 びその経緯	他の規則 (告示に準	①立案の検討に 関する審議会等 文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言				10年	2 (1) ①14(1)	廃棄
		(1の項から13の項ま でに掲げる ものを除	②立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング						
		ものを除 く。) ③意見公募手続・ 文書・・	・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由							
			④制定又は改廃 のための決裁文 書	・告示案、規則案						
			⑤官報公示に関 する文書	・官報の与し						

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措 の置
		②達他立そ要 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	①立案の検討に 関する調査研究 文書 ②制定又は改廃 のための決裁文 書 ③官報公示に関 する文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案 ・官報の写し				10年	2 (1) ①14(2)	1日産 (ほしいては あまま) (ほしいては 多年 (こういき 金、金、の地側を のまの地側を のまの地側を のまり (おりの) (おりの) (はいりの)
15	に関する事項	(1)出費許庫行に類のに緯(2)もく、総線及び負債為関の他関(にの。、続越び負債の他関(にの。)は、続は、、費債為関の他関(にの。)は、一般のでは、一般の	予算の成立に至 る過程が記録さ れた文書	· 概算要求調書等文書	内閣の重要施策 等を企動を 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で	予算及ぶ決算に 関する事項のう ち予算に関する 重要な経緯	予算関連文書	10年	2 (1) \$\Pi\$15(1)	廃棄
		②歳報にに算そ算経項ば除入の書が、計算でのでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	①会計検査院に 提出計算 ②会本と関するに の が を は き で で の の り を を り で の の り の り の り の り る な と り る な と り る る た 文 り る の り の り の り の り の り れ と ら る れ と ら る れ と ら と ら と ら と ら と と ら と ら と と ら と と ら と ら と と の き と ら と と の き と と と と と と と と と と と と と と と と	・計算書 ・証拠書類 ・意見又は処置要求 ・予算執行計画表 ・旅費請求書 ・用度関係決裁 ・物品供用簿 ・物品請求書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置				5年	2 (1) ①15(2)	廃棄
16	機構及び定員 に関する事項		機構及び定員の要求に定しています。 とのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・大臣指示・機構要求書・定員要求書				10年	_	廃棄
17	栄典又は表彰 に関する事項		栄典又は表彰の 授与又ははく奪 のための決裁文 書及び伝達の文 書					10年	2 (1) ①20	廃 乗 (但し以下は お客に重要を ・特に重要を よれては 要求 になったできまる の)
18	国会及び審議 会等における 審議等に関す る事項	(1)国会審議 (1の項ま 517の項までに掲げる ものを く。)	国会審議文書	・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録				10年	2 (1) ①21(1)	発しいて管の関すの とれ間に 本 と は 演る とれ間 の で を で は の で を で とれ 間 の で とれ 間 い に る 想 と い に る 想 と い に る 想 と い に る 想 と い に る 想 と れ 間
		(2)審議会等 (1の項までに掲りない。)	審議会等文書	・開催経緯・諮問・議事概要・議事録・配付資料・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、提言					2 (1) ①21(2)	発 (但つい管会会の制度) (長しいでは、多審しのでは、多審しのでは、 ・のの制度のでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でのででしている。 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでのでは、 ・でのででしている。 ・でのででしる。 ・でのででしる。 ・でのででしる。 ・でのででしる。 ・でのででしる。 ・でのででしる。 ・でのででしる。 ・でのでしる。 ・でのでしる。 ・でのでしる。 ・でのでしる。 ・でのでしる。 ・でのでのでしる。 ・でのでしる。 ・でのでのでのでしる。 ・でのでしる。 ・でのでしる。 ・でのでのでのででのででのででのででのででででででででででででででででででで
19	文書の管理等 に関する事項		①取得した文書 の管理を行うた めの帳簿等 ②決裁文書の管 理を行うための 帳簿	・文書受付簿・管理規則第11条第4項に規定する事項を記録した文書・決裁文書処理簿				30年	2(1) ①22	廃棄

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措
			③行政文書、保 有個人情報等の 点検及び監査に 関する文書	・行政文書点検・監査関係 文書 ・保有個人情報点検・監査 関係文書				3年		70 E
			④文書管理者等 の指名に関する 文書	・文書管理者等の指名						
20		に関する経 緯(1の項	①国会の委員会 からの資料要求 等に関する文書	・提出資料				3年	2(1) ①23	廃棄
	事項	から19の項 までに掲げ るものを除 く。)	②政党等からの 資料要求等に関 する文書	・提出資料				1年		
21	等 た	行政機関の 長への報告 等(1の項	①報告すべき事 実が発生した際 又は定期的に報 告すべき文書	・通知				3年	2(1) ①24	廃棄
		から20の項 までに掲げ るものを除 く。)	②法令等の施行 状況に関する文 書	・依頼 ・通知						
	内閣の庶務に「内閣の庶務に「内閣の庶務に」内閣の庶務に「内閣の庶務に」		③関係機関等からの照会又は関係機関等への回答等に関する文書(軽微なもの)	・照会 ・回答				1年 未満		
22	関する事項	に関する経	①公印の保管に 関する文書	・届出書				30年	2(1) ①25	移管
		# (100 から21の項 までにある まものを除 く。)	②職員の厚生に 関する文書 ③関係行政機関 等との協議等に 関する文書	・福利厚生管理関係文書・協議資料				5年		廃棄
				④関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書	• 会議資料				3年	
			⑤各種調査等に 関する文書	・調査依頼文書 ・報道発表資料						移管
			⑥後援名義の使 用承認に関する 文書	申請書・承認書				5年		廃棄
			⑦団体(IOC、 FIFA等)からの 依頼に基づく政 府保証等に関す る文書	・政府保証書等						
			⑧陳情・要請に 関する文書	・要望書				1年	-	
			⑨内閣官房HPに 寄せられた意見 に関する文書	・内閣官房IPに寄せられた意 見				1年 未満		
			⑩庶務を行う会 議、出張等のロ ジに関する文書	・進行表 ・職員役割分担表						
			⑩内閣の庶務に 関する照会等に 係る文書のうち 軽微なもの	・関係機関等への照会 ・関係機関等からの回答						
23	契約に関する 事項	契約に関す る重要な経 緯	契約に係る決裁 文書及びその他 契約に至る過程 が記録された文 書	・仕様書案 ・協議・調整経緯				契約が終了 する特定日以 後5年	2(1) ①26	廃棄
24			情報の収集及び 分析その他の調 査の結果に関す る文書	• 報告資料				3年	2(1) ①28	廃棄

事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型		大分類	中分類	小分類	保存 第2の該当事 項・業務の区 分	情了
----	-----------	--------------------	--	-----	-----	-----	-----------------------------	----

- ・ 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証 に必要となる行政文書に当たらないものをいう。
- ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について (管理規則第7条第9項)
- 第7条 (略) 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する 9 第1項の保仔州間の以及にいる。 文書。)。 (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 (3) 出版物や公表物を編集した文書 (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書

- (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」(平成28年9月1日総括文書管理者決定)に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。